

JAS
0844

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

地鶏肉

Naturally grown chicken (*Zidoriniku*)

1999年 6月 21日 制定

2025年 9月 2日 改正

農林水産省

目 次

ページ

1	適用範囲	1
2	引用規格	1
3	用語及び定義	1
4	生産の方法	1
5	表示	2
5.1	表示事項	2
5.2	表示の方法	2
5.3	表示の方式等	2
5.4	表示禁止事項	3
	附属書 A (規定) 在来種	4

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによって、地鶏肉の日本農林規格（令和2年10月30日農林水産省告示第2119号）は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

地鶏肉

Naturally grown chicken (*Zidoriniku*)

1 適用範囲

この規格は、鶏肉等 [ささみ (すじなしを含む。), こにく, かわ, あぶら, きも (血ぬきを含む。), すなぎも (すじなしを含む。), もつ (きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。), 及びがら (以下“ささみ等”という。)] を含む。] について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS Z 8305 活字の基準寸法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

在来種

明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した **A.1** に掲げる鶏の品種

3.2

平飼い

鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法

3.3

放飼い

平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法

3.4

在来種由来血液百分率

在来種を 100 %, 在来種でない品種を 0 % とし、交配した品種にあっては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の 1/2 の値を合計した値

4 生産の方法

地鶏肉の生産の方法についての基準は、次による。

- a) **素びな** 在来種由来血液百分率が 50 % 以上のものであって、出生の証明 (在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。) ができるものを使用していなければならない。

- b) 飼育期間 ふ化日から 75 日間以上飼育していなければならない。
- c) 飼育方法 28 日齢以降平飼いで飼育していなければならない。
- d) 飼育密度 28 日齢以降 1 m²当たり 10 羽以下で飼育していなければならない。

5 表示

5.1 表示事項

表示事項については、次の事項を表示していなければならない。ただし、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の規定によって表示されなければならないとされている事項を除く。

- a) 名称
- b) 組合せ
- c) 飼育期間
- d) 飼育方法
- e) 内容量（容器包装に入れたものに限る。）
- f) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所

注記 その他の表示事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.2 表示の方法

表示の方法については、次による。

- a) 名称 商品名中に“地鶏”の文字を使用している場合を除き、“名称”又は“品名”の文字を冠して、“地鶏肉”又は“地鶏”と記載しなければならない。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に“地鶏ささみ”等“地鶏”の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、“地鶏”の文字の次に鶏肉の部位名を加え、“名称”又は“品名”の文字を冠して、“地鶏ささみ”等と記載しなければならない。
- b) 組合せ “組合せ”の文字を冠して、在来種由来血液百分率が 50 %以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を“父〇〇×母〇〇”、“父〇〇”又は“母〇〇”等と記載しなければならない。この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が 2 品種以上である場合にあつては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に 1 品種以上の名称を記載しなければならない。
- c) 飼育期間 “飼育期間”の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかによって記載しなければならない。3)によって記載する場合にあつては、上限の日数と下限の日数との差は 20 日以内でなければならない。
 - 1) 〇〇日
 - 2) 〇〇日以上
 - 3) 〇〇日～〇〇日
- d) 飼育方法 “飼育方法”の文字を冠して、“平飼”又は“平飼い”と記載しなければならない。ただし、28 日齢以降放飼いたしたものにあつては、“放飼”又は“放飼い”と記載してよい。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28 日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては“全期間”等と、28 日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で“〇週間”等と単位を明記して記載しなければならない。
- e) 内容量 “内容量”又は“正味量”の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載しなければならない。
- f) 生産業者の氏名又は名称及び住所 “生産業者”又は“生産者”の文字を冠して記載しなければならない。
- g) 小分け業者の氏名又は名称及び住所 “小分け業者”、“加工包装業者”、“加工包装者”、“加工業者”又は“加工者”の文字を冠して記載しなければならない。

注記 その他の表示の方法については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.3 表示の方式等

表示可能面積がおおむね 150 cm²以下の容器包装に表示する場合においては、名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び 5.1 b)～f) に規定する事項の表示に用いる文字は、JIS Z 8305 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさの文字としなければならない。

注記 その他の表示の方式等については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

5.4 表示禁止事項

表示禁止事項については、次の事項を表示してはならない。

- a) 品評会等で受賞したものであることを示す用語 [ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種（交配様式）、ふ化日からの飼育期間並びに 28 日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。] 及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- b) 表示事項の項の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- c) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

注記 その他の表示禁止事項については、食品表示基準の規定に従わなければならないとされている。

附属書 A

(規定)

在来種

A.1 在来種

在来種を以下に示す。

- 会津地鶏
- 伊勢地鶏
- 岩手地鶏
- インギー鶏
- 烏骨鶏うこっけい
- 鶉矮鶏うずらちやぼ
- ウタイチャーン
- エーコク
- 横斑プリマスロックおうはん
- 沖縄髯地鶏ひげ
- 尾長鶏
- 河内奴鶏かわちやつこ
- 雁鶏がん
- 岐阜地鶏
- 熊本種
- 久連子鶏くれこ
- 黒柏鶏
- コーチン
- 声良鶏こえよし
- 薩摩鶏
- 佐渡髯地鶏ひげ
- 地頭鶏じとつこ
- 芝鶏しばつとり
- 軍鶏しやも
- 小国鶏しょうこく
- 矮鶏ちやぼ
- 東天紅鶏
- 蜀鶏とうまる
- 土佐九斤くきん
- 土佐地鶏
- 対馬地鶏
- 名古屋種
- 比内鶏ひない

- 三河種
- みのひきちやぼ 養曳矮鶏
- みのひき 養曳鶏
- 宮地鶏
- ロードアイランドレッド

制定等の履歴

制 定 平成11年6月21日農林水産省告示第 844号
改 正 平成17年10月5日農林水産省告示第1513号
改 正 平成22年6月16日農林水産省告示第 923号
改 正 平成27年8月21日農林水産省告示第2009号
改 正 令和元年6月27日農林水産省告示第 475号
確 認 令和2年10月30日農林水産省告示第2119号
最終改正 令和7年9月2日農林水産省告示第1327号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和7年9月2日農林水産省告示第1327号
令和7年10月2日から施行する。